

## 多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、多可町消防団の消防の用に供する準中型自動車の運転免許（以下「準中型免許」という。）を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、消防活動の円滑な遂行及び消防力の充実強化を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、多可町補助金交付規則（平成17年規則第118号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象)

第2条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団員とし、本補助制度の利用は1回限りとする。

- (1) 平成29年3月12日以降に初めて普通自動車運転免許を取得した団員
- (2) 所属分団長又は所属する部の副分団長が推薦する団員
- (3) 車両総重量が3.5トン以上の消防車両を有する部に所属する団員
- (4) 準中型免許取得後、多可町消防団に5年以上在職し、消防団活動をすることを誓約する団員

### (補助金の対象経費及び額)

第3条 補助金の対象経費は、教習所において準中型免許取得のために要する入学金、教習料金、教習コース使用料、技能検定料金、受験料金その他町長が認める経費（再受験料等の追加料金を除く。）とする。ただし、他の補助制度により助成を受ける場合は、当該補助金を除いた額とする。

2 補助金の額は、前項に掲げる補助対象経費の合計額の3分の2の額又は10万円のいずれか低い額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 教習所の教習費用等の見積書
- (2) 普通自動車運転免許証の写し

### (補助金の交付決定)

第5条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付し、多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の100分の30未満の変更を除く。）

く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により、取得した資格については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収証等の写し

(2) 取得した準中型免許証の写し

(補助金額の確定及び請求)

第7条 町長は、前条に規定する補助金実績報告書等を受理した後、適正と認めるときは、補助事業者に対し多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、前項の通知を受領した日から起算して10日を経過する日までに、多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、補助事業者が補助金の交付決定通知を受けた事業又は補助金の交付を受けた事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付すべき又は交付した補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、町長が特に認めた場合においてはこの限りでない。

(1) 正当な理由がなく、第2条第1項第4号の誓約に違反したとき。

(2) 虚偽の申請をしたとき。

(3) 正当な理由がなく、運転免許証を取得しなかったとき。

(4) その他法令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

年 月 日

多可町長 様

多可町消防団 第\_\_分団\_\_部

氏 名 ⑩

住 所

電話番号

多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付申請書

多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、補助金対象となる運転免許取得の日から5年以上多可町消防団員として活動することを誓います。

記

1	現在、所有している運転免許の種類（該当するものに○印） <input type="checkbox"/> 普通自動車AT限定運転免許 <input type="checkbox"/> 普通自動車運転免許
2	自動車運転免許取得経費 _____ 円 【内訳】 教習所にかかる経費 _____ 円 （教習所名称 _____） 免許更新に係る経費 _____ 円
3	他の補助制度の利用 な し ・ あ り 「あり」の場合の補助額 _____ 円
4	補助金交付申請額 _____ 円 ※対象事業費の3分の2の額又は10万円のいずれか低い額
5	事業実施予定時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり、所属団員が補助金申請することを推薦します。

多可町消防団 第\_\_分団

〔分団長又は\_\_\_\_\_部 副分団長〕 \_\_\_\_\_ ⑩

（添付書類）

- （1） 教習所の教習費用等の見積書
- （2） 普通自動車運転免許証の写し

年 月 日

多可町長 様

多可町消防団 第\_\_\_\_分団\_\_\_\_部  
氏 名 ⑩  
住 所  
電話番号

多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金実績報告書

年 月 日付で補助金交付決定を受けた多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 準中型免許取得実績額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 準中型免許取得日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 添付書類

- ・準中型自動車運転免許証の写し
- ・当該免許取得に係る経費を証明できる領収証等の写し

年 月 日

多可町長 様

多可町消防団 第\_\_\_\_分団\_\_\_\_部  
氏 名 ⑩  
住 所  
電話番号

多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付請求書

年 月 日付で補助金確定通知のあった多可町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			